

富士見町空家等対策計画

令和5年4月

富士見町

目 次

第1章 空家等対策計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景・・・1
- 2 計画の目的・・・1

第2章 富士見町の空家等の現状

- 1 「空き家」の状況・・・2
- 2 富士見町の「空家」の現状・・・2

第3章 富士見町空家等対策計画

- 1 空き家等に関する対策に関する基本的な方針・・・5
- 2 計画期間・・・5
- 3 空家等の調査に関する事項・・・6
- 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項・・・6
- 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項・・・6
- 6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項・・・6
- 7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項・・・8
- 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項・・・9
- 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項・・・10

第4章 資料編

- 1 富士見町の空家等に関する補助制度・・・11
- 2 富士見町空家等対策協議会名簿・・・12
- 3 空家等対策の推進に係る国の告示等（抜すい）・・・12
- 4 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）・・・13
- 5 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成27年政令第50号）・・・19
- 6 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）・・・20
- 7 富士見町空家等対策協議会条例（平成29年富士見町条例第21号）・・・21

第1章 空家等対策計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、人口減少や建築物の老朽化等によって全国的に空家等の問題が顕在化しています。適切に管理されていない空家等は月日が経つにつれ老朽化が進み、防犯、防災、衛生、景観等の様々な面で住民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼしています。空家等の問題には地域性や季節性もあることから、各自治体の実情に応じた方法で適切に対応していく必要が高まっています。

このような状況から、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」が制定され、平成27年5月に全面施行されました。

富士見町においても空家等は増加傾向にあり、空家等の問題は今後、より深刻化することが懸念されます。

2 計画の目的

本計画は、法第6条第1項に基づき、富士見町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針として策定しました。本計画を推進することにより、町民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全、空家等の活用の促進を図ります。

第2章 富士見町の空家等の現状

1 「空き家」の状況

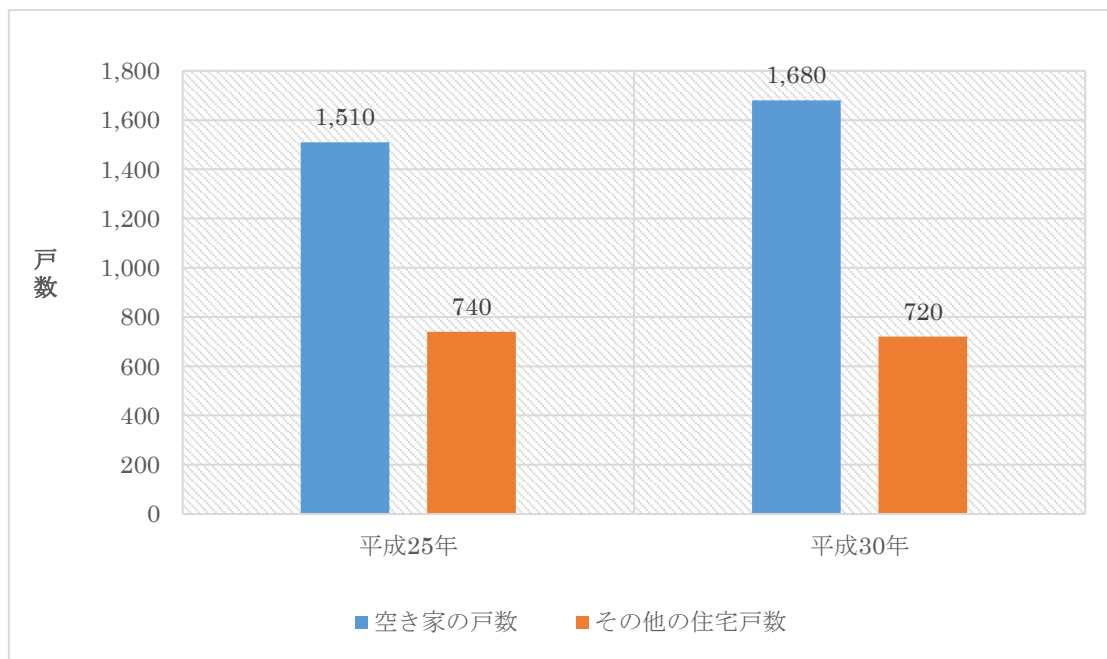
総務省が平成30年10月1日に実施した住宅・土地統計調査の結果、全国の空き家戸数は約846万戸と、平成25年と比べ26万戸（3.2%）の増加となっています。そのうち、長野県は1.7%増加し、19万7300戸と過去最高となっており、総住宅数に占める空き家率を都道府県別でみると、19.5%で山梨県、和歌山県に次いで全国3位となっています。

空き家の内訳を種類別にみると、賃貸及び売却用の住宅や別荘などの二次的住宅以外の「その他の住宅」が全国で347万戸となっており、「その他の住宅」の割合は上昇を続けています。

2 富士見町の「空家」の現状

住宅・土地統計調査によれば、富士見町においては直近で空き家は増加傾向を示しているほか、その内訳で長期の不在などにより人が住んでおらず賃貸や売却などの用途を見込んでいない「その他の住宅」が半数近くを占めています（図表1）。

図表1 富士見町における空き家戸数の推移



注) 住宅・土地統計調査は、人口15,000人以上の自治体を対象としている調査であるため、平成25年は富士見町のデータがあったが、平成30年は富士見町のデータがないため同調査を基に算出した推計値となっています。

出所：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(参考)

○法第2条第1項に規定する「空家等」

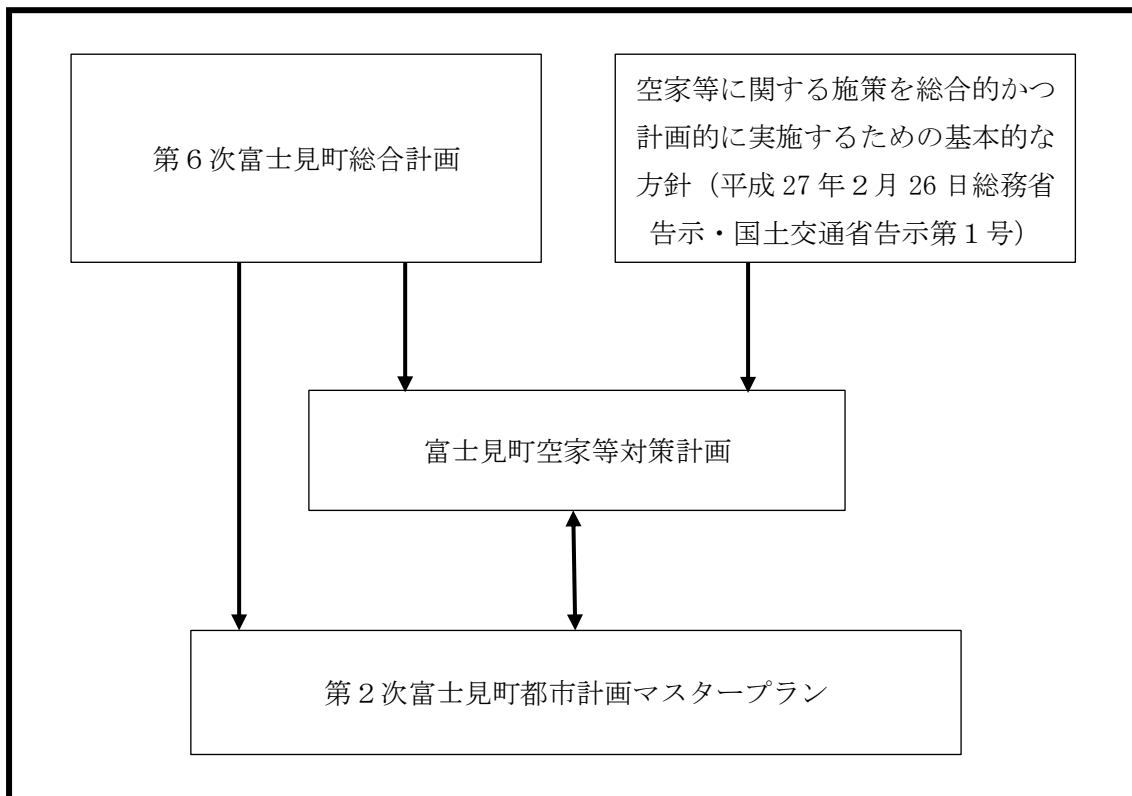
建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。

○住宅・土地統計調査（総務省統計局）における「空き家」

一戸建の住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅において、ふだん人が居住していない住宅をいう。

第3章 富士見町空家等対策計画

本計画は、法第6条第1項の規定により策定されるものであり、同条第2項各号に規定する事項について定めるものです。また、第6次富士見町総合計画を上位計画とし、富士見町都市計画マスタープラン等と関連しあうものと位置づけます。



○第6次富士見町総合計画

富士見町が進むべき方向性を示した羅針盤であるとともに、地域が活力を実感できるような行財政運営の確立を図ることを目的とした計画で、令和5年3月に策定されました。目標の一つを人口の維持とし、そのための施策として人口維持のための支援や移住者への支援を掲げており、空家等に関しては空家のあっせん等の様々な移住相談を行うウツリスムステーション等の有効活用が記されています。

○第2次富士見町都市計画マスタープラン

令和2年度から令和21年度を計画期間として都市計画の基本的な方針を策定したものです。空家等に関して直接の言及はないものの、まちづくりの目標として「安全で、快適に住み続けられるまちのかたちを創ること」を掲げており、本計画も住環境の整備としてまちづくりの施策に位置づけられます。

1 空家等に関する対策に関する基本的な方針

(1) 対象とする地区

本計画が対象とする地区は富士見町の全域とします。

また、今後行う空家等に関する調査等の結果、空家等が著しく多く存在し、周辺の住環境に深刻な影響を及ぼしている等の理由により、重点的に対策を推し進める必要がある地域については「重点地区」として定めることができることとします。

(2) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項の規定による「空家等」及び同条第2項の規定による「特定空家等」とし、次のように定義されます。

空家等：建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(3) 基本的な方針

イ 所有者等による適切な管理の促進

法第3条は、「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定しています。所有者等が適切に空家等を管理することを促進するため、相談体制の整備や、周知・啓発を実施します。

ロ 利活用の促進

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の生活環境に影響を及ぼすことはもちろんですが、空家等は移住・定住促進やにぎわい創出のきっかけとなります。地域活性化のため、空家等の改修に対する補助事業等や移住・定住希望者への空家のあっせんにより、空家等の利活用を促進します。

ハ 連携体制の構築や協働

空家等に係る問題は多岐にわたるため、町の関係部署及び専門的な見識を有する民間団体との連携体制を整備するほか、地域住民との協働により、総合的かつ計画的な解決を図ります。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。

なお、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

3 空家等の調査に関する事項

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、今後の改善方策に対する考え、処分や活用等についての意向を調査し、空家等の総合的な情報整備に努めます。また、法第 11 条に規定するデータベースの整備等についても検討します。

なお、所有者等の調査を行う際には、登記情報や、法第 10 条の規定による固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報も、必要な限度において利用するものとします。

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

広報誌及びホームページを活用し、空家等の適切な維持管理の重要性や、適切な維持管理に関する情報の掲載を行い、所有者等への周知・啓発を行います。

また、必要に応じて所有者等に対し空家等の適切な維持管理を促すことを通知します。

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等及び除却した空家等に係る跡地のうち、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等に利活用可能なものについては、地域住民と協働しながら利活用について検討します。

また、空家等の利活用を促進するため、富士見町空き家改修費補助金をはじめとした町の各種補助制度や、県の補助制度等、ウツリスムステーション等での空家相談等、利活用の促進に資する各種制度について、広報誌及びホームページでの情報提供を行います。

6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

(1) 特定空家等の判断

空家等が特定空家等に該当するかの判断は、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」(ガイドライン)に定める内容を基本とし、物理・防犯・環境・衛生等の観点から判断します。また、法第 7 条第 1 項の規定及び富士見町空家等対策協議会条例第 1 条(平成 29 年富士見町条例第 21 号)の規定に基づき設置する「富士見町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)」での協議も踏まえることとします。

ガイドラインでは、特定空家等の判断基準として次の事項が例示されています。

- ・建築物が倒壊等するおそれがある。
- ・屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
- ・擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
- ・建築物もしくは設備等の破損またはごみ等の放置、不法投棄が原因で衛生上有害となるおそれのある状態にある。
- ・適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない等、周囲の景観と著しく不調和な状態である。
- ・立木や空家等に住みついた動物または建築物等の不適切な管理等が原因で、生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある。

(2) 立入調査

法第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、法第 9 条第 2 項の規定に基づき空家等へ立ち入り、空家等の老朽度や危険性等を把握します。

(3) 助言又は指導及び勧告

法第 14 条第 1 項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をするものとします。この際、所有者等に対して当該特定空家等の現状や生活環境への影響を具体的に説明し、所有者等自らの意思による改善を効果的に促します。

また、この助言又は指導を行っても当該特定空家等の状態が改善されないときは、同条第 2 項の規定により相当の猶予期限を付けて当該必要な措置をとるように勧告するものとします。なお、勧告を行った場合は住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例が適用されなくなるため、税務部局と協議を行ったうえで勧告するものとし、所有者等に対しては課税標準等の特例が適用されなくなる旨も通知します。

人の居住の用に供する家屋の敷地（住宅用地）のうち一定のものについては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 並びに富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）第 61 条第 9 項及び同条第 10 項に基づき、課税標準額の特例措置が講じられています。

区分	住宅用地の面積区分	課税標準額の特例
小規模住宅用地	200 m ² 以下の住宅用地 (200 m ² を超える場合は住宅 1 戸あたり 200 m ² までの部分)	価格の 6 分の 1
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地 (ただし、家屋の床面積の 10 倍まで)	価格の 3 分の 1

(4) 命令及び代執行

法第 14 条第 2 項の規定による勧告を行っても当該特定空家等の状態が改善されないときは、同条第 3 項の規定による命令、同条第 9 項の規定による代執行を、それぞれ必要と認められる場合に行うものとします。

なお、処分性のある行為については、必要に応じ協議会での協議を行います。

(5) 他の法令等との関係

法に限らず、他の法令によって必要な措置が講じられる場合は、当該法令を所管する機関等と連携し、対処するものとします。

例えば、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物に対する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく措置や、火災予防の観点からの消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく措置、立木等が道路に倒壊した場合に道路交通の支障を排除する観点からの道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく措置などが挙げられます。

7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

空家等に関する相談に対しては、建設課都市計画係が一般の窓口となり、内容に応じて関係部署で対応します。ただし、空家等に関する課題は多岐にわたることから、関係機関、地元区等と連携して対応します。

なお、関係機関で主なものは次のとおりです。

- ・長野県建築士会諏訪支部
- ・長野県弁護士会諏訪在住会
- ・長野県司法書士会諏訪支部
- ・長野県土地家屋調査士会諏訪支部
- ・長野県宅地建物取引業協会諏訪支部
- ・茅野警察署
- ・諏訪広域消防富士見消防署
- ・長野県諏訪建設事務所
- ・富士見町社会福祉協議会
- ・富士見町環境衛生自治会連合会

相談事項	町の担当部署
富士見町空家等対策計画に関する事	建設課 都市計画係
富士見町空家等対策協議会に関する事	建設課 都市計画係
空家等の適正な管理の促進に関する事	建設課 都市計画係
特定空家等に対する措置に関する事	建設課 都市計画係
空家等の利活用に関する事	総務課 企画統計係 建設課 都市計画係
移住・定住に係る空家の相談に関する事	総務課 企画統計係
防犯や火災に関する事	消防課 消防係
景観に関する事	建設課 都市計画係
ごみ、衛生、害虫に関する事	建設課 生活環境係
道路や河川、水路への樹木の伸長に関する事	建設課 建設係
所得税・個人住民税に関する事	財務課 町民税係
固定資産税に関する事	財務課 資産税係
補助制度に関する事	総務課 企画統計係 建設課 都市計画係
空家等に関する調査やデータベースの整備に関する事	総務課 企画統計係 建設課 都市計画係
その他空家等に関する事	建設課 都市計画係

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(1) 関係部署との連携

町の附属機関として設置される協議会との協議のほか、空家等対策における関係部署の調整会議を開催するなどし、空家等対策を部署横断的に推進します。

(2) 地元区との連携

空家等の活用や除却等に対しては、当該空家等が所在する区・集落組合と情報共有や対策の協議を行い、住民協働により取り組めます。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条号）及び富士見町個人情報保護法施行条例（富士見町条例第 15 号）を遵守し、個人情報の取扱いは厳正を期するものとします。

(3) 長野県宅地建物取引業協会諏訪支部富士見分会との連携

空家等の利活用に関する相談業務は、富士見町と長野県宅地建物取引業協会諏訪支部富士見分会による協定の締結により、所有者等からの同意を得た空家等に関し、有効活用に向けた取り組みを進めます。

(4) 長野県との連携

長野県空き家対策市町村連絡会、長野県空き家対策支援協議会、空き家対策諏訪地域連絡

会等を通じ、国や県、他市町村の取組事例の情報交換を行います。

また、あんしん空き家流通促進事業等の県の施策の広報を行います。

9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

本計画における目標値として、以下を定めます。

①空家等及び空家等の跡地の活用に係る所有者からの情報提供

実績値(令和4年度)	71件/年	目標値	70件/年
説明	令和4年度は、固定資産税納税通知書への情報提供の案内を初めて同封し周知したため71件となった。翌年以降も同様の周知を行っていくため70件/年とする。		

②空家等の適切な管理の促進

実績値(令和4年度)	2件/年	目標値	5件/年
説明	所有者特定中の空家件数(6件)と過去3年間の平均相談件数(4件)から推計すると、5年後の令和9年度には26件となるため、5件/年の目標値となる。		

第4章 資料編

1 富士見町の空家等に関する補助制度

名称	概要	補助金額等	担当部署
富士見町空き家改修費補助金	居住を目的として自らの空き家を改修しようとする所有者または居住者に、改修に係る経費の一部を補助	補助対象経費の3分の1（上限100万円）を補助 消防団員11.9万円、居住誘導区域5万円の加算あり	総務課 企画統計係
富士見町住宅リフォーム事業補助金	既存住宅のリフォームを行う町民に対し、リフォームに係る経費の一部を補助	補助対象経費の2分の1（上限10万円）を補助	建設課 都市計画係
富士見町木造住宅及び避難施設耐震診断事業	木造住宅の耐震診断を行う者に対し、耐震診断士を派遣	耐震診断士を無料で派遣	建設課 都市計画係
富士見町木造住宅耐震補強事業補助金	木造住宅の耐震補強工事を行う者に対し、工事費等の一部を補助	補助対象経費の5分の4（上限100万円）を補助	建設課 都市計画係
	木造住宅の除却を行うものに対し、工事費等の一部を補助（耐震性を確保するための除却工事に限る）	補助対象経費の2分の1（上限83.8万円）を補助	
富士見町テレワーク推進補助金	富士見町の人口維持に寄与する定住者の増加を図るため、町が家賃及び光熱費の一部を補助	契約締結年度内に月額8万3千円を限度として補助	総務課 企画統計係

2 富士見町空家等対策協議会名簿

任期：令和4年1月1日から令和5年12月31日まで

種別	役職名	所属団体等	氏名
会長	会長	富士見町長	名取 重治
地域住民	委員	富士見町環境衛生自治会連合会	植松 高光
	委員	富士見地区区長会長	坂本 辰美
学識経験者	委員	(公社)長野県建築士会 諏訪支部	大上 弘太郎
	委員	長野県弁護士会 諏訪在住会	御園 廣實
	委員	長野県司法書士会 諏訪支部	牛山 紘輔
	委員	長野県土地家屋調査士会 諏訪支部	牛山 弘通
	委員	(公社)長野県宅地建物取引業協会 富士見分会	細川 強
その他町長が必要と認める者	委員	長野県茅野警察署 富士見町交番	川上 好久
	委員	諏訪広域消防本部 富士見消防署	原 一岳
	委員	長野県諏訪建設事務所 建築課	宮澤 文夫
	委員	(社福)富士見町社会福祉協議会	名取 祐仁

3 空家等対策の推進に係る国の告示等（抜すい）

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針 (平成27年総務省・国土交通省告示第1号)
固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について (平成27年2月26日付国住備第943号・総行地第25号)
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン） (令和3年6月30日付国住備第62号・総行地第98号)
空家法の施行に伴う改正地方税法の施行について (平成27年5月26日付総税固第41号)

4 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置(第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等

を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措

置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 50 号）

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）附則第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（附則第 1 項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成 27 年 2 月 26 日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年 5 月 26 日とする。

6 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省・国土交通省令第 1 号）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 11 項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 11 項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日（平成 27 年 5 月 26 日）から施行する。

7 富士見町空家等対策協議会条例（平成 29 年富士見町条例第 21 号）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、富士見町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うものとする。

（組織）

第 3 条 協議会は、会長及び委員 12 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 協議会委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 地域住民

(2) 学識経験者

(3) その他町長が必要と認める者

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務）

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。